

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年8月25日
【会社名】	キーコーヒー株式会社
【英訳名】	KEY COFFEE INC
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴 田 裕
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役専務執行役員 安 藤 昌 也
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋2丁目34番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年6月25日に提出いたしました第73期（自2024年4月1日至2025年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

「3. 訂正箇所及び訂正の内容」に記載しております。

1. 訂正の対象となる内部統制報告書の提出日

2025年6月25日

2. 訂正の理由

(1) 財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正するに至った経緯

当社は、2025年7月において、2025年1月に新たに導入した基幹システムにて、自社倉庫（委託倉庫含む）間移動の商品及び製品について、出荷先の倉庫において入庫済となっているにも関わらず、積送中在庫としても計上されていることが判明し、在庫金額の過大計上に伴う売上原価の過少計上について、2025年6月25日の有価証券報告書の提出後に、訂正報告書を提出することとなりました。

当社は、全社的な内部統制（ITへの対応）及びIT全般統制における「ソフトウェアの品質管理」の受入検証手続並びに棚卸資産に関する業務プロセスに係る内部統制に整備上の不備があったと評価し、これらの不備は財務報告に重要な影響を及ぼす開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。これを受けて、当該事業年度の内部統制報告書の評価結果に関する事項を訂正するに至りました。

(2) 開示すべき重要な不備の内容

開示すべき重要な不備の内容につきましては、以下の「3. 訂正箇所及び訂正の内容」に記載のとおりです。

(3) 訂正の対象となる内部統制報告書に開示すべき重要な不備の記載がない理由

訂正の対象となる内部統制報告書における「2 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」に記載の評価の範囲について、全社的な内部統制（ITへの対応）及びIT全般統制並びに棚卸資産に関する業務プロセスに係る内部統制を評価対象としており、適切であったと判断しています。しかしながら、評価手続については、一部形式的な評価にとどまり、深度ある評価ができていなかったために当該開示すべき重要な不備を把握することができず、訂正の対象となる内部統制報告書に記載することができなかったことから適切ではなかったものと判断しております。これらの事実の判明が当事業年度の末日以降であったため、訂正の対象となる内部統制報告書の提出日においては、当該開示すべき重要な不備を把握することができず、2025年3月期の内部統制は有効と判断するに至り、訂正の対象となる内部統制報告書に開示すべき重要な不備を記載することができませんでした。

3. 訂正箇所及び訂正の内容

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすものであり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとは判断いたしました。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、2025年7月において、2025年1月に新たに導入した基幹システムにて、自社倉庫（委託倉庫含む）間移動の商品及び製品について、出荷先の倉庫において入庫済となっているにも関わらず、積送中在庫としても計上されていることが判明し、在庫金額の過大計上に伴う売上原価の過少計上について、2025年6月25日の有価証券報告書の提出後に、訂正報告書を提出することとなりました。この会計処理の誤謬が生じた原因は、以下の全社的な内部統制（ITへの対応）及びIT全般統制における「ソフトウェアの品質管理」の受入検証手続並びに棚卸資産に関する業務プロセスに係る内部統制に整備上の不備があったと認識しています。

(1) 全社的な内部統制（ITへの対応）に係る整備上の不備

ITに係る重要案件については、取締役会や業務執行会議に諮ることになっており、本基幹システムの稼働についても取締役会にて決裁していますが、情報伝達すべき内容や頻度などが明確に定められておらず、判断に必要な情報が適時に伝達されていませんでした。また、IT全般統制の方針及び手続は定めていたものの、重要なシステム導入時におけるプロジェクトメンバーの組成やソフトウェア受入検証手続の体制構築に関する手順を具体的に定められていませんでした。

(2) IT全般統制の不備：ソフトウェアの品質管理の受入検証手続に係る整備上の不備

商品及び製品の自社倉庫（委託倉庫含む）間の移動を行う際、特定の自社倉庫から伝送される入荷実績データを基幹システムに取り込むカスタマイズプログラムを使用しています。当該カスタマイズプログラムでは、出荷データにおいて同一アイテムが複数行に分かれている場合、2行目以降のデータが入荷処理エラーとなる設計となっていたことから、エラーとなったデータの入荷処理をマニュアル操作で行う仕様としていました。しかしながら、当該マニュアル処理は出荷元における積送中在庫の減少には反映されない仕組みとなっていたため、在庫金額が過大となっていました。当社では本カスタマイズプログラムの受入検証手続を行ったものの、入荷側における帳簿在庫の動きに着目して確認する一方で、出荷側の積送中在庫の減少が適切に反映されていることの確認が漏れ、当該不具合を検出することができませんでした。このように受入検証手続を網羅的に実施できなかった要因は、受入検証手続において確認する項目が、各カスタマイズプログラムのシステム開発担当者（IT部門）によって決定されており、ユーザー部門の担当者（物流部門）とのダブルチェック体制が取られていなかったことに加え、処理結果としての財務会計への反映状況を網羅的に検証できていないなど、受入検証手続の十分性が確保できていないことにありました。

- (3) 業務プロセスに係る内部統制の不備：積送中在庫の期末検証プロセスの整備上の不備
期末における棚卸資産の存在性の検証プロセスにおいて、期末日時点の積送中在庫については、基幹システムから「出荷一覧表（出荷日当月、納期翌月）」を出力し、確認することになっていましたが、今回エラーとなり過大計上されていた積送中在庫は、当該帳票には反映されない仕様となっていたことから、期末の検証過程において、誤謬を発見する事ができませんでした。しかし、本来であれば、基幹システム内のすべての積送中在庫が確認できるように、出荷一覧表の網羅性を検証するプロセスが必要であったと考えられます。

当社はこれらの内部統制の整備上の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、すべて有価証券報告書の訂正報告書に反映しております。

2. 当事業年度末までに是正できなかった理由

上記事実は当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、以下の再発防止策を実行してまいります。

- (1) 全社的な内部統制(ITへの対応)の改善
重要なシステム導入プロジェクトにおける取締役会や業務執行会議に対する情報伝達の内容や頻度などを明確に定めるとともに、プロジェクトメンバーの組成やソフトウェア受入検証手続の体制構築に関する手順を具体的に定めます。
- (2) カスタマイズプログラムの改修
カスタマイズプログラムの改修を実施いたしました。具体的には、出荷データにおいて、同一アイテムが複数行に分かれている場合であっても、出荷データと入荷データが一致している場合には入荷処理が行われる仕様とし、マニュアル操作の頻度を低減するとともに、不一致の場合のマニュアル処理について、入荷のみでなく出荷についてもデータに反映される仕様に変更することで、同様の事象が発生しないプログラムといたしました。
- (3) カスタマイズプログラム受入検証手続のプロセスの強化・明確化
カスタマイズプログラムの受入検証のプロセスを強化・明確化します。具体的には、受入検証手続における確認項目の決定に際して各カスタマイズプログラムのシステム開発担当者（IT部門）とユーザー部門の担当者とのダブルチェック体制を敷くとともに、基幹システムの変更のような重要なシステムの導入時においては外部専門家等の活用も検討することとします。加えて、財務諸表に直接影響を及ぼすプログラムについては、テスト方法の検証に財務担当部門の関与を必須とし、また、システムの動作確認だけでなく、処理結果が適切に財務諸表に反映されることを網羅的に確認することとし、その旨を社内ルールとして定め、同様の不備の再発防止を図る事といたします。

(4) 決算棚卸における積送中在庫の確認手続の追加

積送中在庫の実在性の確認については、現状は決算棚卸にて倉庫部署ごとに出荷一覧表で確認する運用としていますが、下記システム対応と運用確認にて積送中在庫が適正である事を確認する業務プロセスを追加し、全社的な積送中在庫の推移状況についても確認を行います。

システム対応

期末の帳簿在庫データの積送中在庫数と、「出荷一覧表」の元データである出荷データの積送中在庫数を照合し、差異を確認できる仕組みを整備、運用します。

運用確認

上記で確認した全社の積送中在庫の差異を、棚卸統括本部である財務部にて確認する業務プロセスを追加し、全社の積送中在庫数に差異があった場合は速やかに現場部門へ確認及び修正を指示する運用に改善いたします。

以上